

啓発活動に関すること

内 容	令和2年度実績
社協さって市発行	発行月 7月・10月・12月・3月 発行数 20,600部 事業費 1,006,115円
その他の啓発活動	社協さって市特別号 ガイドブック（社協事業案内）発行 ホームページによる情報発信 市広報紙や民間の刊行物へ募集記事等を掲載

財源に関すること

内 容	令和2年度実績
会費収入 地域福祉の推進するために、世帯（個人）や企業に会員という形でご協力をいただくもの。	9,889件 5,786,000円 内訳 一般会員 9,400件 4,700,000円 協力会員 381件 381,000円 特別会員 108件 705,000円
寄付金収入 地域福祉を推進するために、個人や団体等から寄付という形でご協力をいただくもの。	寄付金 34件 1,924,828円 寄付物品 ●車椅子 3件8台 232,250円（福祉機器貸出事業に使用） ●米 30kg×5袋 40,000円（配食、生活困窮者支援に使用）
共同募金配分金収入 埼玉県共同募金会から社協の事業費として配分されたもの。	一般募金配分金収入（赤い羽根共同募金） 2,479,000円 歳末たすけあい募金配分金収入 1,851,587円
福祉基金積立資産 地域福祉活動の充実を図るために、定期預金、普通預金として積み立てられたもの。	令和2年度積立額（利息分） 1,892円 基金残高 47,828,472円

新型コロナウイルス感染症対策等に関すること

令和2年1月に初めて新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生が確認されました。

その後、新型コロナウイルス感染症対策について、令和2年3月26日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第15条第1項の規定に基づく政府対策本部を設置し、令和2年4月7日に、特措法第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されました。

4月16日には、特措法第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第2号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域が全都道府県とされ、5月25日に解除されました。その後も2回目の緊急事態宣言が1月8日に発令され3月21日に解除となったものの、変異ウイルスの感染が確認される等、状況は改善されていません。

本会としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、情報提供・共有及びまん延防止策により、接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制することや経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる役割等を果たすため、次のとおり対応しました。

① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため中止した事業（令和2年度のみ）

配食サービス事業（4/9. 23、5/14. 28）、

心配ごと相談所事業（4/9. 23、5/14. 28）、

ふれあい電話サービス事業（4/6～5/27、令和3年1/4～3/17）、

幸手市障害者自立支援施設なのはなの里への理学療法士指導（4月中旬～6月末/週1回）、

幸手市障害者自立支援施設なのはなの里への非常勤嘱託医師診療（4月～6月/月1回）、

傾聴ボランティア訪問事業、ふれあいバスの旅事業、彩の国ボランティア体験事業、手話講習会（入門・レベルアップ）、手をつなぐ会（ふれあい食事会）、小中学生ボランティア活動作品募集、敬老会、グラウンドゴルフ・プラチナ大会、幸手市健康福祉まつり、災害ボランティア研修会、ふれあい・いきいきサロン代表者会議、さくらの里宿泊研修・所外活動、なのはなの里所外活動

② 休業された方向け緊急小口資金の特例貸付の実施（県社協受託事業）※再掲

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯へ20万円以内の貸し付け相談を実施しました。

令和3年3月末日現在の申請件数 255件、貸付件数 252件、貸付金額 49,720,000円

③ 主に失業された方等向け総合支援資金の特例貸付の実施（県社協受託事業）※再掲

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、生計再建までの間に必要な生活費用の貸し付けを必要とする世帯へ最大180万円の貸し付け相談を実施しました。

令和3年3月末日現在の申請件数 363件、貸付件数 359件、貸付金額 192,360,000円

④ 新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等について

令和2年4月20日～5月31日まで二交代制勤務とボランティア活動室の利用による職員の分散化を並行して行うこととした。また、窓口への飛散防止フィルムの設置、室内の消毒や換気、マスクの着用を実施しました。

⑤ 幸手市障害者自立支援施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

幸手市障害者自立支援施設では、施設利用者と施設職員に対する新型コロナウイルスへの対応方針を定めました。平常時における対応については、利用者・職員の健康観察や感染予防対策を徹底し、必要な支援を継続して実施しました。利用者等に新型コロナウイルス感染者が確認された場合は、対応方針に基づき幸手市と協議しながら対応いたします。

⑥ 生活福祉資金貸付事務費（緊急小口資金等特例貸付分）を申請

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に対し、特例貸付の相談受付を行うための事務費を埼玉県社会福祉協議会に申請しました。

総額 2,457,000円

通信環境の整備やパソコン、什器の購入等に充当しました。

⑦ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）を申請

厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金交付事業」を受け、埼玉県が「埼玉県障害福祉サービス感染症対応・再開支援事業」を実施しました。この事業は、新型コロナウイルス感染症予防や感染拡大防止、障害福祉サービスの継続的な提供を行う上で必要な経費に対し費用補助等を行うことへの交付金を申請しました。

(1) 感染対費用助成事業 総額757,000円

購入した衛生用品等（ニトリル手袋、アルコール、薬用ハンドソープ、空気清浄機、加湿器、非接触型赤外線体温計、オートディスペンサーミストタイプ、自動手指消毒器他）

(2) 障害福祉慰労金事業（職員への慰労金） 総額950,000円

【対象者】※通算10日以上勤務し、利用者と接する職員（慰労金1人あたり5万円）

さくらの里 8名 40万円、なのはなの里 11名 55万円